

(3) 仕事が決まったら

日本では、労働基準法という法律で、守らないといけない労働条件（働くための条件）が決まっています。

① 労働契約

労働契約とは、労働条件についての雇う人と働く人の契約です。

雇う人は、労働条件を紙に書いて、働く人に教えなければなりません。

法律で、紙に書いて、教えることが決まっていること

- 契約の期間
- 仕事をする場所、仕事の内容
- 仕事のはじめと終わりの時間、休憩時間、休日、休暇、残業
- 給料の決定、計算、支払の方法
- 給料の締切と支払の時期（例えば、「毎月20日に1か月分の給料を計算して、次の月の15日に支払う」というようなこと）、昇給（給料があがること）に関すること
- 退職に関すること（解雇【会社をやめさせられること】の理由など）

② 労働条件

労働時間（働く時間）

原則として、雇う人は、働く人に、週40時間、1日8時間以上、働かせてはいけません。

5. 仕事

休業と年次有給休暇制度（休みの日）

週1回以上、または4週間で4日以上^の休みがあります。

その他に、有給休暇（休んでも、その日の分の給料は払ってくれます。法律で、1年間に何日この休みを取ってもいいか、決まっています）もあります。

賃金（給料）

法律で、雇う人が働く人に、最低限払わなければならない金額（最低賃金額）が、決まっています。

☆詳しいことは、下の大阪労働局のサイトを見てください。

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/advisor_foreign_workers.html

③ 労働保険

労働者災害補償保険 (= 労災保険)

働いている人が、**仕事**中や、**仕事**に行く**途中**で、**ケガ**をしたり、**病気**になったり、**死**んだときに、**お金**がもらえる**場合**があります。

★詳しいことは、**大阪労働局**の**外国人労働者相談コーナー**に、**相談**してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/advisor_foreign_workers.html

雇用保険

仕事をやめた**後**、**一定の間**、**お金**がもらえる**保険**です。

もらえる**人**の**条件**や、**申し込み**については、**ハローワーク**に聞いてください。

★ハローワーク**泉佐野**

電話番号 : 072-463-0565

※ハローワーク**泉佐野**には、**通訳**できる**人**はいません。